

(仮称) 平木阿波ウィンドファーム事業及び(仮称) 平木阿波第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する三重県環境影響評価委員会
調査審議結果（答申）

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、津市及び伊賀市の布引山地において、総出力 37,800 キロワット(単機出力 4,200 キロワット×9 基)の風力発電所を建設しようとする事業であり、地球温暖化対策に資するものである。

一方で、本事業の対象事業実施区域の周辺においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの複数ペアによる繁殖や、ヤイロチョウの繁殖が示唆される等、良好な自然環境と豊かな生態系を有する地域である。

また、対象事業実施区域は広範囲に水源かん養保安林及び砂防指定地が存在する地域であることに加え、風化した花崗閃緑岩類が広く分布しているなど、崩落等のおそれがあることから土地の改変に慎重を要する地域である。さらに、本事業の対象事業実施区域の周辺には、多くの登山客が訪れる経ヶ峰があり、本事業に対する関係市長からの意見では、「経ヶ峰のもつ景観的価値を損なわないよう、影響を回避又は低減すること」が求められている。

加えて、本事業の対象事業実施区域の周辺は、住民の生活の場となっており、本事業に対する住民意見では、騒音及び低周波音による影響、土砂災害の誘発、獣害の増大及び経ヶ峰からの景観への影響等について、事業を不安視する声が寄せられている。

これらのことふまえ、本事業の実施にあたっては、以下に述べるそれぞれの項目について十分に検討したうえで、最大限の環境保全措置を講じるとともに、その旨を評価書に記載すること。

なお、環境への影響を十分に低減できない場合は、事業の中止又は規模の縮小を含めた検討を行うこと。

(総括的事項)

- 1 事業実施区域及びその周辺は、国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）であるクマタカ及びヤイロチョウの生息が確認されるなど、豊かな自然環境を有する地域である。本事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対する知事意見において、「自然環境が有する多面的機能を踏まえた上で、本事業の必要性について示すこと」と述べたところであるが、本準備書における環境影響の評価は個別の影響項目に対してそれぞれ記述されているのみで、当該地域の自然環境が有する多面的な機能を踏まえた総合的な評価がなされていない。環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成にあたっては、「対象事業の目的及び内容」や「対象事業に係る環境影響の総合的な評価」などの項に、多面的な視点から環境影響を整理したうえで、それらの影響が生じてもなお、本事業を必要とする理由について、記載すること。

また、事業の実施にあたっては、改変面積を最小限に留めるなど、生態系が有する多面的機能の低下を最小限に留めること。

2 対象事業実施区域及びその周辺は、風化した花崗閃緑岩類が広く分布し、崩壊地形が複数存在しており、広範囲に森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林及び砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地が存在する地域であるとともに、推定活断層である長野峠断層の存在が示唆されていることから、土地の改変及び工作物の設置に慎重を要する地域である。

このため、今後、詳細な設計を進めるにあたっては、施設の設置場所等について更なる検討を行い、改変区域の縮小又は大幅な変更を含む事業の見直しを行うとともに、土地の安定性等に関する予測及び評価を再度実施し、必要な環境保全措置を講じること。

3 本事業は、方法書の段階から対象事業実施区域を縮小した上で風力発電施設設置数を削減するなど、一定の環境配慮がなされている。一方で、騒音及び低周波音による影響、土砂災害の懸念、獣害の増大、生物多様性及び景観への影響などについて、地域住民等から引き続き意見が寄せられるなど、事業への懸念を抱く住民は現在も多く存在する。

これらをふまえ、事業実施にあたっては、地域住民や自治体等と十分なコミュニケーションを図り、不安の払しょく及び不満の解消に最大限努めること。なお、関係者とのコミュニケーションにあたっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（2017 年 3 月資源エネルギー庁）を参考とすること。

4 準備書の環境影響の予測において、知見が不十分で定量的な予測が困難なことなどにより影響の程度が明らかにならなかった項目について、「影響が小さい」と記載されている。評価書の作成にあたっては、既存の風力発電施設の運用で得られた知見、既存の文献、類似事例等を参考にしたうえで、可能な限り定量的な予測に努めるとともに、知見が不十分で影響の程度が明らかにならないものについては、そのように記載したうえで事後調査を検討すること。

5 本事業の対象事業実施区域周辺では、既に多くの風力発電施設が稼働中であり、また他事業者においても風力発電事業の環境影響評価手続きが行われていることから、これらの事業者と情報交換に努め、累積的な影響を可能な限り低減できるように計画すること。

また、計画内容や環境保全措置の効果を他事業者に対して積極的に情報発信するなど、他事業者とも共同して地域全体への影響を低減できるよう配慮すること。

6 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

（個別的事項）

1 騒音等

（1）風力発電施設からの騒音及び低周波音については、予測の結果「影響は小さい」とされているが、複雑な地形を有する地域では、騒音が予測結果よりも増幅して伝搬す

ることもあるため、風力発電稼働後の環境監視及びその結果の公表について検討すること。

また、住民等から風力発電施設の稼働後に苦情等が生じ、騒音等による影響が確認された場合は、状況に応じて稼働を停止する等、適切に環境保全措置を講じること。

(2) 工事実施時における資材の運搬等により、工事関係車両の通行が長期間発生することから、運搬経路及びその周辺の生活環境への影響を低減できるよう配慮すること。

また、大型部品の輸送にあっては、夜間に実施されることから、生活環境への影響を十分低減できるよう配慮すること。

2 水質、水生生物

対象事業実施区域の下流河川には国指定特別天然記念物であるオオサンショウウオや天然記念物であるネコギギ等の重要な水生生物の生息が確認されており、工事の実施に伴う森林の伐採や地形の改変による土壤の涵養力及び表流水の変化に伴う水質及び水生生物への影響が懸念される。

このことから、森林の伐採や地形の改変に伴う周辺の河川や沢等の水量や水質への影響を考慮したうえで、土砂流出防止柵、沈砂池の配置及び構造を十分に検討し、工事中の濁水等による水質及び水生生物への影響を極力低減すること。

また、濁水の予測に当たっては、降雨量次第では沈砂池排水が沢に到達する可能性を考慮し、より安全側での予測及び評価を行うこと。なお、沈砂池については、定期的に浚渫等の維持管理を行い、濁水防止のために適正な容量を確保すること。

3 地形、地質及び生態系

対象事業実施区域内では、推定活断層である長野峠断層の存在が示唆されていることに加え、風化した花崗閃緑岩類が広く分布しており、崩壊地形が複数存在するなど、土砂の崩落及び流出による水環境及び動植物への影響が懸念されることから、土地の改変に慎重を要する地域である。そして、対象事業実施区域及びその周辺は、広範囲に森林法に基づく水源かん養保安林が存在し、その大部分は治山事業の施行地や急峻な地形である等の理由から、原則として指定の解除がされない第1級地に区分され、一定の行為について制限がなされる地域が含まれている。しかしながら、現計画では複数の風車について第1級地に区分される保安林内に配置が計画されており、風力発電設備の配置の検討が十分にされていない。

こうしたことから、保安林内に設置が計画されている風力発電設備については、森林法に基づく保安林の解除要件又は作業許可基準に適合する設置計画とならない限りは、設置を回避した計画とするとともに、土砂の崩落等による土地の安定性及び動植物への影響を回避又は極力低減するために、風力発電設備等の配置等について、事業計画の見直しを行うこと。

なお、変更後の事業計画に係る環境影響について、必要に応じて追加調査を行ったうえで、予測及び評価を再度実施し、必要な環境保全措置を講ずること。

4 陸生動物、陸生植物、生態系

(1) 事業実施区域周辺では、国内希少種に指定されているクマタカの繁殖が複数のペアで確認されている。風力発電施設設置予定場所は、クマタカの行動圏の境界部分の尾根部であり、旋回上昇やディスプレイ飛翔など、バードストライクのリスクが高まる行動が頻繁に確認されているとともに、設置予定9基のうち4基が営巣木の周囲半径1km以内に含まれていることから、クマタカへの影響が懸念される。

一方、本事業に係る方法書に対する知事意見において、「あらかじめ設定した衝突確率の基準を超えないように配置等を定めること」と述べたことに対し、「確立された評価基準が存在しないため、衝突数の数字のみをもって一概に是非を判断するのは難しい」と述べられているものの、クマタカの風車への年間予測衝突数が0.16093個体であることに対し「影響が小さい」と結論付けられており、適切な評価がなされているとは言えない。

のことから、特に年間衝突数が比較的高い値となっている風力発電施設については、位置の変更や基数の削減も含めた環境保全措置を再検討するとともに、風力発電施設の稼働期間中は継続して繁殖状況及びバードストライクの事後調査を実施することにより状況を把握し、クマタカの繁殖への影響が確認された場合は稼働停止等の保全措置を講じること。

(2) 風力発電施設における環境影響評価の事後調査によると、施設の運転開始後に猛禽類の営巣場所の移動等の事例が認められるなど、環境保全措置の検討の際に参考となる知見が集積されている。

のことから、現地調査で確認されているクマタカ、サシバ等の環境保全措置の検討にあっては、これまでの知見を踏まえ、施設稼働後における繁殖場所及び行動圏が変化する可能性も考慮した予測及び評価を実施すること。

(3) 事業実施区域内では、国内希少種に指定されているヤイロチョウの生息が確認されており、繁殖の可能性が示唆されている。本種は県内での生息数が極めて少ないとされていることから、特に慎重な環境保全の検討が必要である。しかしながら、準備書における調査結果からはヤイロチョウの繁殖場所等の保全上重要な地域が明らかではなく、環境保全措置検討のための予測及び評価が十分にされていない。

のことから、追加の現地調査等を実施するとともに、その結果に基づいた事業による影響について予測及び評価を行ったうえで、環境保全措置を検討すること。また、事後調査により影響の程度を把握することを検討すること。

(4) 対象事業実施区域及びその周辺は、紀伊半島と本州の中心的なエリアとをつなぐコリドーとして、特別天然記念物であるニホンカモシカをはじめとする野生生物にとって、重要な地域である可能性が示唆されている。また、対象事業実施区域の南側の尾根沿いは大径木を含む二次林が分布しており、この地域の生物多様性に寄与している

と考えられる。

これらのことから、風力発電設備の設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、森林の改変及び分断を可能な限り最小限に抑えること。

(5) 事後調査の検討に当たっては、その種の生態を考慮したうえで、「猛禽類保護の進め方」等の指針に基づいた調査期間及び調査頻度をそれぞれ設定するとともに、その内容を評価書に記載することにより、客観性及び透明性の確保に努めること。

(6) 事業実施区域周辺の森林においては、現時点で既にシカ食害により下層植生に影響が表れており、風力発電施設の建設に伴う管理用道路の整備により、食害の増加及びシカの生息範囲の拡大が懸念される。

このことから、改変区域においては、シカ食害防止対策を適切に講じたうえで早期に緑化するとともに、地域本来の植生が維持されるよう適切に管理する計画とすること。

また、緑化に当たっては可能な限り郷土種を使用し、外来種による生態系への影響を回避すること。

加えて、対象事業実施後においても、シカ食害等に関する参考情報の収集を行うとともに、事業実施により、シカの生息範囲の拡大に伴い、獣害が増大するおそれが認められた場合は、適切な対応を検討すること。

5 景観及び人と自然との触れ合い活動の場

対象事業実施区域東側に存在する経ヶ峰からの景観について、地域住民等から事業による影響を懸念する意見が多数寄せられているほか、津市長から「経ヶ峰のもつ景観的価値を求めて訪れる登山客等にとっては、今回の事業実施に伴い少なからず影響となるものと考えられる」との意見が示されている。

加えて、経ヶ峰山頂からの視認状況の予測では、全基が視認されるほか、7号風車から9号風車までの3基については、垂直見込角が3度を超えていることから、経ヶ峰山頂からの眺望に対する影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等について、関係機関、地域住民等の意見を踏まえた上で検討し、本事業の実施による景観への影響を回避又は極力低減すること。